〇総務省告示第

号

別 表 無 第 線 局 号 免 \mathcal{O} 許 手 第 続 規 1 則 カ 5 第 昭 和 8 ま + で 五 年 別 電 表 第 波 監 号 理 委 \mathcal{O} \equiv 員 会 第 規 1 則 及 第 び 第 + 2 五. 号) 別 表 別 第 表 第二 号 号 \mathcal{O} 第 兀 並 1 び カン 12 5 第 别 表 5 第 ま で、 号

事 \mathcal{O} 項 五. 書 \mathcal{O} 等 規 定 \mathcal{O} 各 に 基 欄 づ \mathcal{O} 記 き、 載 12 平 成 用 三 1 る + 年 コ 総 K 務 省 無 告 線 示 局 第 三 \mathcal{O} 百 目 的 五 + コ] 六 K 号 及 無 U 通 線 信 局 事 免 項 許 申 コ] 請 K 書 等 を 除 に < . 添 付 す る を 定 無

線

局

 \Diamond

る

件)の一部を次のように改正する。

年 月 日

令

和

総務大臣 高市 早苗

は 破 線 で 井 W だ 部 分 を ک れ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 开 λ だ 部 分

のように改める。

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

12

掲

げ

る

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

下

線

を

含

む

以

下

 $\sum_{}$

 \mathcal{O}

条

に

お

1

7

同

U

を

付

L

又

改正後	改正前	
別表第23号 無線設備の規格コード	別表第23号 [同左]	
項目コード	項目	7 - 7
[월]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備の TDNR 2	設備規則第49条の6の12第1項に規定する陸上移動局の無線設備	TDNR 2
うち、時分割複信方式を用いるものであつてシングルキャリア周波		
数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信		
を行う無線同		
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
[[同左]	[同左]